

## 雲仙市宿泊税条例（素案）に対する意見募集について 【実施要領】

市では、雲仙市宿泊税条例（案）の作成にあたり、雲仙市市民意見募集（パブリックコメント）手続要綱に基づき、下記により素案に対するご意見を募集します。

### 1. 策定の主旨

雲仙市における観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき宿泊税を課するため、雲仙市宿泊税条例を制定しようとするもの

### 2. 閲覧及び意見募集期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）～令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時 15 分必着  
＊冊子閲覧日及び時間は閲覧期間内の各施設の開庁時間内です。

### 3. 閲覧場所

- ・データ閲覧：雲仙市公式ホームページ
- ・冊子閲覧：市役所税務課（7 番窓口）、市役所観光物産課（11 番窓口）、各総合支所地域振興課および雲仙出張所

### 4. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所又は事業所を有する人または勤務する人
- ・市内に所在する学校に在学する人
- ・宿泊税に利害関係を有する人

### 5. 意見の提出方法

意見の提出にあたっては、市公式ホームページ又は閲覧場所に備え付けの『雲仙市宿泊税条例（素案）に対する意見提出書』または任意様式（住所・氏名・電話番号を必ず明記）を次のいずれかの方法により提出してください。

### 6. 意見の提出先

- ・窓口への持参 雲仙市役所 1 階 7 番窓口 税務課  
(または、各総合支所地域振興課、雲仙出張所)
- ・郵送 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地  
雲仙市役所 税務課 宛
- ・ファックス 0957-38-2755 (税務課宛)
- ・電子メール zeimu@city.unzen.lg.jp (税務課宛)

### 7. 留意事項

提出いただいたご意見の内容とこれに対する市の考え方を、後日、市公式ホームページ上で公表します。（同様のご意見は、整理したうえで一つの意見とする場合があります。氏名等個人情報は、公開しません。）また、電話や窓口における口頭及び匿名での意見は、受け付けられません。

### 8. 問い合わせ先

雲仙市役所

財務部税務課（0957-47-7795）

観光商工部観光物産課（0957-47-7834）